

# 山口県報

令和2年  
3月13日  
(金曜日)

## 目 次

### ○告示

県税に関する申告の期限の延長（税務課）……………



### 山口県告示第八十一号

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号。以下「条例」という。）第十八条第一項の規定に基づき、次の地域に事務所又は事業所を有する個人が行う事業に対する事業税の納税義務者については、条例第五十二条第一項に規定する申告書の提出に関する期限が令和二年三月十六日であるもの（年の中途において事業を廃止した場合を除く。）に係る当該期限を同年四月十六日まで延長する。

令和二年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

地域 山口県内

令和二年三月十三日  
印刷

発行人  
所

山口県  
知事  
庁